



平成24年3月2日
内閣府（防災担当）

「東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等の一部を改正する政令」について

東日本大震災、新潟・福島豪雨による災害、台風第12号による災害は、激甚災害に指定されていますが、激甚災害の特例措置のうち中小企業信用保険法の措置と雇用保険法の措置について、それらの適用期間を延長するため、政令の一部改正が本日閣議決定されました。

1 政令の概要

激甚災害法による特例措置の適用期限について、次のとおり改正する。

(1) 東日本大震災

- ・ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

平成24年3月31日 → 平成25年3月31日

- ・ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

平成24年3月10日 → 平成24年9月30日

(2) 新潟・福島豪雨（平成23年7月24日から8月1日までの間の豪雨）による災害

- ・ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

平成24年3月8日 → 平成24年9月30日

(3) 台風第12号（平成23年8月29日から9月7日までの間の暴風雨及び豪雨）による災害

- ・ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

平成24年3月25日 → 平成24年9月30日

2 延長する特例措置の概要

(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚災害法第12条）

被災地域内に事業所を有し、かつ激甚災害の被害を受け、事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引

き上げ及び保険料率の引き下げを行う。

(2) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例（激甚災害法第25条）

激甚災害により休業を余儀なくされた事業所に雇用されている労働者に対して、失業しているものとみなして雇用保険の基本手当を支給する。

3 今後の予定

平成24年3月7日（水） 公 布 ・ 施 行

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（災害復旧・復興担当）付

江坂、平本、伊藤

代表：03-5253-2111（内線51603）

直通：03-3501-5191